

中華人民共和国労働紛争調停仲裁法

2008年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター 編

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に帰するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和国労働紛争調停仲裁法

(第10期全人代常務委員会第31回会議で審議・可決、07年12月29日に公布された)

目録

第一章 総則

第二章 調停

第三章 仲裁

第一節 一般的な規定

第二節 申請と受理

第三節 開廷と裁決

第四章 附則

第一章 総則

第一条 公正、迅速に労働紛争を解決、当事者の合法的權益を保護、労働関係の調和と安定を促進するために本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の使用者と労働者の間に下記の労働紛争が発生した場合、本法を適用する。

- (一) 労働関係の確認に関する紛争；
- (二) 労働契約の締結、履行、変更、解除と終止に関する紛争；
- (三) 除名、解雇と辞職、離職に関する紛争；
- (四) 勤務時間、休憩休暇、社会保険、福利、研修及び労働保護に関する紛争；
- (五) 労働報酬、労働負傷医療費、経済補償或いは補償金等のため発生した紛争；
- (六) 法律、法規に規定するその他の労働紛争。

第三条 労働紛争の解決は、事実に基づき、合法、公正、迅速、調停による解決の奨励という原則に従い、法に基づき当事者の合法的な利益を保護する。

第四条 労働紛争が発生する場合、労働者は使用者と交渉することができ、労働組合或いは第三者を使用者と交渉させることも出来る。

第五条 労働争議が発生した場合に、当事者が交渉する意思がなく、交渉をすることが出来ない或いは交渉協議が成立した後がこれを履行しない場合、調停組織に調停を申請することが出来る。また調停する意思がなく、調停が成立しない或いは調停が成立した後これを履行しない場合、労働紛争仲裁委員会に仲裁を申請することができる。仲裁の裁決に不服がある場合、本法

に別の規定がある場合の他人民法院に訴えを提起することが出来る。

第六条 労働紛争が発生した場合、当事者は自ら提出した主張に対して、証拠提出責任を負う。紛争事項に関する証拠を使用者が保有し管理する場合、使用者はこれを提出しなければならない。使用者が提出しない場合、不利益な結果を負わなければならない。

第七条 発生した労働紛争に係る労働者が十人以上で、かつ共同で申請をする場合、その中から代表者を選定して調停、仲裁或いは訴訟活動に参加させることが出来る。

第八条 県クラス以上の人民政府労働行政部門は、労働組合、企業の代表者と労働関係三方制度を立て、共同で労働紛争の重大な問題を検討して解決する。

第九条 使用者が国家の規定に違反し、労働報酬の支払を遅延或いは過小支払い、また労働負傷医療費、経済補償或いは賠償金の支払を遅延した場合、労働者は労働行政部分に申し出ることができ、労働行政部門は法に基づき処理しなければならない。

第二章 調停

第十条 労働紛争が発生した場合、当事者は下記の調停組織に調停を申請することが出来る。

- (一) 企業労働紛争調停委員会
- (二) 法に基づき設立された人民調停組織
- (三) 郷鎮、町に設立された労働紛争調停職能がある組織

企業労働紛争調停委員会は職員代表者と企業代表者で構成される。職員代表者は労働組合のメンバー或いは職員全体の推薦により選出された者が担任する。企業代表者は企業責任者の指定による。労働組合のメンバー或いは双方が推薦した者が企業労働紛争調停委員会主任を担当する。

第十一条 労働紛争調停組織の調停者は正義、誠実、地方の民心に基づき、真摯に調停を行うべきである。また、一定の法律知識、政策程度と文化程度を有する成年の公民が担任する。

第十二条 当事者は、労働紛争調停を申請する場合、書面又は口頭により申請することが出来る。口頭で申請する場合、調停組織はその場で申請者の基本情況、調停を申請する紛争事項、理由と時間を記録しなければならない。

第十三条 労働紛争の調停は、双方当事者の事実と理由の陳述を十分に聴取し、真摯に調停、合意に達するように協力しなければならない。

第十四条 調停が成立した場合は調停協議書を作成しなければならない。

調停協議書は双方当事者の署名或いは捺印が必要で、調停者の署名且つ調停組織の捺印により発効する。調停協議書は双方当事者を拘束し、当事者はこれを

履行しなければならない。

労働紛争調停組織が調停申請を受けた日から 15 日以内に調停が成立しない場合、当事者は法に基づき仲裁を申請することが出来る。

第十五条 調停が成立した後、一方当事者が合意した期限内に調停協議内容を履行しない場合、他方当事者は法に基づき仲裁を申請することが出来る。

第十六条 未払いの労働報酬、労働負傷の医療費、経済補償或いは賠償金の支払いに関する調停が成立した場合、使用者が合意した期限内にこれを履行しない場合、労働者は法に基づき、調停協議書を提出して、人民法院に支払命令を申請することが出来る。人民法院は法に基づき支払命令を出さなければならない。

第三章 仲裁

第一節 一般的な規定

第十七条 労働紛争仲裁委員会は統一的な計画に基づいて、合理的な配置と実需に基づくという原則により設立する。省、自治区人民政府は市、県に設立することができる。；直轄市人民政府は区、県に設立することができる。直轄市、区を有する市もまた一つ或いはいくつかの労働仲裁委員会を設立することが出来る。労働紛争仲裁委員会は行政区画による上下の序列はない。

第十八条 国務院労働行政部門は、本法の関連規定に基づき仲裁規則を制定する。省、自治区、直轄市人民政府労働行政部門は当該行政区域の労働紛争仲裁業務について指導する。

第十九条 労働紛争仲裁委員会は労働行政部門の代表、労働組合の代表と企業の代表から構成される。労働紛争仲裁委員会の構成員の数は奇数とする。

労働紛争仲裁委員会は法に基づき下記の職責を負う。

- (一) 専任或いは兼任の仲裁者の任命及び解任
- (二) 労働紛争事件の受理
- (三) 重大又は難解な問題の検討；
- (四) 仲裁活動の監督

労働紛争仲裁委員会の下に事務機構を設け、労働紛争仲裁委員会の日常の業務を担当する。

第二十条 労働紛争仲裁委員会は仲裁員名簿を作成しなければならない。仲裁員は正義、誠実であり、かつ下記の条件のいずれかに該当しなければならない。

- (一) 審判員を担当したことがあること

- (二) 法律研究、教育仕事に従事し、かつ中級以上の資質を持っていること
- (三) 法律知識を有し、人的資源管理或いは労働組合等の専門職務に5年以上従事したこと
- (四) 弁護士業務に三年以上従事したことがあること

第二十一条 労働紛争仲裁委員会は当該区域以内で発生する労働紛争の管轄を担当する。

労働紛争は、労働契約の履行地或いは使用者所在地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。双方当事者がそれぞれ労働契約の履行地と使用者所在地の労働紛争仲裁委員会に仲裁を申請した場合、労働契約の履行地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。

第二十二条 労働紛争が発生した労働者と使用者は、労働紛争仲裁事件の双方当事者となる。

労務派遣会社或いは使用者は、労働者との間で労働紛争が発生した場合、労務派遣会社と使用者は共同当事者となる。

第二十三条 労働紛争事件の結果と利害関係がある第三者は、仲裁活動に参加を申請することが出来る。また労働紛争仲裁委員会は当該第三者に仲裁活動への参加について通知する。

第二十四条 当事者は、代理人に委任して仲裁活動に参加させることが出来る。この場合、労働紛争仲裁委員会に委任者の署名或いは捺印がある委任状を提出しなければならない。委任状には委任事項と権限を明記しなければならない。

第二十五条 労働者が一部又は全部の民事行為能力を有しない場合は、その法定代理人が仲裁活動に参加する；法定代理人がない場合、労働紛争仲裁委員会が代理人を指定する。労働者が死亡した場合、その近親或いは代理人が仲裁活動に参加する。

第二十六条 労働紛争仲裁は公開とする。但し、当事者の合意がある場合或いは国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーに関する場合はこの限りでない。

第二節 申請と受理

第二十七条 労働紛争の仲裁申請の時効期間は一年とする。仲裁の時効期間は、当事者がその権利を侵害されたことを知った時或いは知りえた時より起算する。

前項に規定する仲裁時効は、当事者の一方が他方当事者に権利を主張した時、関係部門に権利の救済を申し出た時又は他方当事者が義務の履行に同意した時はその進行を中断する。仲裁時効期間は中断した時より改めて進

行する。

当事者が不可抗力その他の正当な理由により本条の第一項に規定する仲裁時効期間内に仲裁を申請することが出来ない場合、仲裁時効は中止する。時効を中止する原因がなくなった日から仲裁時効期間は進行する。

労働関係存続期間に労働報酬の支払遅延により紛争が発生する場合、労働者は本条第一項に規定する仲裁時効期間の制限をうけない。但し、労働関係が終止する場合は、労働関係の終止の日から1年間以内に仲裁を申請しなければならない。

第二十八条 仲裁の申請は、書面により仲裁申請を提出しなければならない。かつ被申請者の人数分の副本を提出する。

仲裁申請書は下記の事項を明記しなければならない。

- (一) 労働者の氏名、性別、年齢、職業、勤務会社名と住所、使用者の会社名、住所と法定代表人或いは主要な責任者の氏名、職務
- (二) 仲裁請求の根拠となる事実と理由
- (三) 証拠と証拠の出所、証人の氏名と住所

仲裁申請書を作成することが真に困難である場合は、口頭により申請することができる。その場合は、労働紛争仲裁委員会が記録して、他方当事者に通知する。

第二十九条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁の申請を受けた日から五日以内に、受理条件に合う場合はこれを受理し申請者に通知し、受理条件に合わない場合は書面で申請者に受理しないことを通知し、かつ理由を説明しなければならない。労働紛争仲裁委員会が申請を受理しない或いは期限内に決定を出さない場合は、申請者は、その労働紛争事項について人民法院に訴えを提起することが出来る。

第三十条 労働紛争仲裁委員会は仲裁の申請を受けた後、5日以内に仲裁申請書の副本を被申請者に送付しなければならない。

被申請者は仲裁申請書の副本を受けた後10日以内に労働紛争仲裁委員会に答弁書を提出しなければならない。労働紛争仲裁委員会は答弁書を受けた後、5日以内に答弁書の副本を申請者に送付する。被申請者が答弁書を提出しない場合においても仲裁の手続きに影響しない。

第三節 開廷と裁決

第三十一条 労働紛争委員会は、労働紛争事件の裁決において仲裁廷制を採用する。仲裁廷は3名の仲裁員で構成され、首席仲裁員を置く。簡易な労働紛争事件は1名の仲裁員が単独で仲裁することが出来る。

第三十二条 労働紛争委員会は仲裁申請を受けた日から5日以内に仲裁廷の構成について書面で当事者に通知しなければならない。

第三十三条 仲裁員は下記のいずれかの事由がある場合は、回避しなければならない。当事者は口頭又は書面の形で回避を申請することができる。

- (一) 当該事件の当事者或いは当事者、代理人の近親である場合
- (二) 当該事件と利害関係がある場合
- (三) 当該事件の当事者、代理人とその他の関係があり、公正な裁決に影響する可能性がある場合
- (四) 密かに当事者、代理人に会い、或いは当事者、代理人の接待、贈物を受けた場合

労働紛争仲裁委員会は回避申請に対して迅速に決定を出し、口頭或いは書面の形で当事者に通知する。

第三十四条 仲裁員が本法の第三十三条第四項に該当する場合、或いは賄賂を要求し、収賄し、情実にとらわれて不正な行為をし、違法に裁決した場合、法により法律責任を負う。労働紛争仲裁委員会は当該仲裁員を解任しなければならない。

第三十五条 仲裁廷は開廷の五日前までに、開廷日と場所を書面で双方当事者に通知しなければならない。当事者は正当な理由がある場合、開廷の三日前までに開廷日の延期を請求することが出来る。延期するかどうかは労働紛争仲裁委員会が決定する。

第三十六条 申請者が書面による通知を受けて、正当な理由なく仲裁廷に出廷しない或いは仲裁廷の許可を得ずに途中で退廷する場合は、仲裁の申請を撤回したとみなすことが出来る。

第三十七条 仲裁廷は、専門的な問題に対して鑑定する必要があると判断した場合は、当事者が約定する鑑定機構に鑑定させることが出来る。当事者間に約定がない、或いは合意に達していない場合、仲裁廷が指定する鑑定機構が鑑定する。

鑑定機構は、当事者の請求或いは仲裁廷の要求により鑑定人を開廷に参加させなければならない。当事者は仲裁廷の許可を得て鑑定人に質問することが出来る。

第三十八条 当事者は仲裁廷において、証拠について質問と弁論をすることが出来る。質問と弁論をした後、首席仲裁員或いは単独の仲裁員は当事者の最終弁論を聞かなければならない。

第三十九条 仲裁廷は、当事者が提供した証拠が事実であることを確認したときはこれを事実の根拠としなければならない。

労働者は、使用者が保有し管理する仲裁申請に関連する証拠を提出できない場合は、仲裁廷は使用者に指定期限内に提出することを請求することが出来る。使用者は、指定された期限内に提出しない場合は不利益な結果を

負わなければならない。

第四十条 仲裁廷は開廷の状況を記録しなければならない。当事者とその他の参加者は自ら陳述した内容に関する記録に遺漏或いは誤りがある場合は修正を申請することが出来る。修正できなければ、その申請を記録しなければならない。

記録は仲裁員、記録員、当事者とその他の参加者の署名或いは捺印が必要である。

第四十一条 当事者は労働紛争仲裁を申請した後も自ら和解することが出来る。和解が成立した場合、仲裁申請を撤回することが出来る。

第四十二条 仲裁廷は裁決の前に、まず調停しなければならない。

調停が成立した場合、仲裁廷は調停書を作成しなければならない。

調停書は仲裁の請求と当事者の協議の結果を明記しなければならない。仲裁者の署名、且つ労働紛争仲裁委員会の捺印ある調停書を双方当事者に送付する。調停書は双方当事者が送付を受けた時に発効する。

調停が成立しない、或いは調停書の送付を受ける前に、一方当事者がこれを取消した場合、仲裁廷は迅速に裁決しなければならない。

第四十三条 仲裁廷は労働紛争事件を労働紛争仲裁委員会が仲裁申請を受けた日から四十五日以内に裁決しなければならない。事件の経過が複雑で延期する必要がある場合は、労働紛争仲裁委員会主任の許可を経て、裁決を延期することができ、その場合は書面で当事者に通知する。但し、十五日を越えては延期できない。期限内に仲裁裁決を出さない場合、当事者は、その労働紛争事項について人民法院に訴えを提起することが出来る。仲裁廷は、労働紛争事件を裁決する場合、既に確定した一部の事実についてまず裁決することが出来る。

第四十四条 仲裁廷は、労働報酬、労働負傷の医療費、経済補償或いは賠償金の請求に関する事件について、当事者の申請により、まず執行を裁決することが出来、人民法院に移送して執行する。

仲裁廷は、下記の条件に合う場合には、まず執行を裁決することが出来る。

(一) 当事者間の権利義務の関係が明確である場合

(二) まず執行しないと申請者の生活に重大な影響がある場合

労働者はまず執行することを申請する場合、保証を提供しないことが出来る。

第四十五条 裁決は仲裁員の多数意見によるものとし、少数の反対意見を記録しなければならない。仲裁廷が多数意見を形成できない場合は、首席仲裁員の意見により裁決をする。

第四十六条 裁決書には仲裁申請、紛争事実、裁決理由、裁決結果と裁決

日を記載しなければならない。裁決書には裁決者が署名し、かつ労働紛争仲裁委員会が捺印しなければならない。裁決と異なる意見の仲裁員はサインする又はサインしないことが出来る。

第四十七条 下記の労働紛争は、本法に特別の規定がある場合を除き、仲裁は終局裁決となる。裁決書は作成日より発効する。

- (一) 労働報酬、労働負傷の医療費、経済補償或いは賠償金の請求に関する紛争で、その金額が当該地の最低賃金の12ヶ月分を超えない場合
- (二) 勤務時間、休憩休暇、社会保険等に関する国家の労働基準を執行することに関する紛争

第四十八条 労働者は、本法の第四十七条に規定する仲裁裁決に不服がある場合は、仲裁裁決書を受けた日から15日以内に人民法院に訴えを提起することが出来る。

第四十九条 使用者は、本法第四十七条に規定する仲裁裁決に対して、下記のいずれかに該当する事由があることを証拠により証明できる場合、仲裁裁決書を受けた日から30日以内に労働紛争仲裁委員会の所在地の中級人民法院に裁決の撤回を申請することが出来る。

- (一) 適用する法律、法規に明らかな誤りがある場合
- (二) 労働紛争仲裁委員会に管轄権がない場合
- (三) 裁決手続きに法令違反がある場合
- (四) 裁決の根拠となった証拠が偽造されたものである場合
- (五) 相手の当事者が公正な裁決に影響する証拠を隠している場合
- (六) 仲裁員者がその事件を仲裁するにあたり、賄賂を要求し、収賄し、情実にとらわれて不正行為をし、違法に裁決した場合

人民法院は合議制法廷で構成され、審査により、前項のいずれかの規定に該当することを確認した場合、撤回の裁定をしなければならない。

人民法院で仲裁裁決が撤回の裁定をうけた場合、当事者は裁定書を受けた日から15日以内にその労働紛争事項について人民法院に訴えを提起することが出来る。

第五十条 当事者は本法の第四十七条に規定する以外のその他の労働紛争事件の仲裁裁決に不服がある場合、仲裁裁決書を受けた日から15日以内に人民法院に訴えを提起することができる。当該期間内に提起しない場合は裁決書は発効する。

第五十一条 当事者は、法的効力が発生した調停書、裁決書の期限に従って履行しなければならない。当事者が期限に従い履行しない場合、他方当事者は民事訴訟法の関連規定に基づき人民法院にその執行を申請するこ

とが出来る。申請を受理した人民法院は法に基づき執行する。

第四章 附則

第五十二条 事業部門が任用制を実行する職員は本部門と労働紛争が発生する場合、本法に基づき執行する。ただし法律、行政法規或いは国务院に別の規定がある場合はその規定に基づく。

第五十三条 労働紛争仲裁は無料である。財政は労働紛争仲裁委員会の経費を保障する。

第五十四条 本法は 2008 年 5 月 1 日より実行する。